

現場技術技能保有者『技術マスター』の認定について

平成28年9月1日
北陸電力株式会社

当社は、このたび「現場技術技能保有者認定制度^{※1}」に基づき、下記のとおり、新たに11名の技術マスター^{※2}を認定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象部門： 土木、情報通信、配電、電力流通、火力、原子力の6部門
2. 対象分野： 電力設備の保守、運転および運用の分野
3. 認定日： 平成28年9月1日(木)
4. 認定者： 11名

※1 現場技術技能保有者（技術マスター）認定制度：

熟練した現場の技術技能を保有し、職場の第一人者として認められる従業員を『技術マスター』として認定する制度。平成19年7月に導入し、今回の11名を含め現在までに81名を認定。現場において必要な技術技能の向上および後進への継承の促進を目的とする。

※2 技術マスター：

日常業務において、現場に同行して作業方法やノウハウを伝授するなどの指導的な役割を担ったり、貴重な経験や失敗事例を社内で発表し、他の職場でも活用できるように共有化するなどの活動を行う。

以上